

兵庫県移住支援事業に係る申請要件の該当状況について

兵庫県移住支援事業（移住支援金）の申請に当たっては、下記（1）、（2）及び（3）のいずれにも該当している必要があります。

（1）次のいずれにも該当している。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も修業年度を上限（ただし、高等専門学校は 2 年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

- a 住民票を移す直前 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住していたこと、又は東京圏（※ 1）のうちの条件不利地域（※ 2）以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住していたこと、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 か月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。

（2）次のいずれにも該当している。

- a 平成 31 年 4 月 1 日以後に転入したこと。
- b 移住支援金の申請時において、転入後 1 年以内であること。ただし、国の交付決定前であったことにより、転入後 1 年以内に申請を行うことができなかった場合は、国の交付決定日から当該年度の 4 月 1 日より転入後 1 年となるまでの日数については、申請受付を可能とする。
- c 新温泉町に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

（3）次のいずれにも該当している。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c 申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、兵庫県及び新温泉町が認める場合を除く。
- d その他兵庫県又は新温泉町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

※ 1 東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

※ 2 条件不利地域：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成 22 年国勢調査から令和 2 年国勢調査の人口減少が 10 パーセント以上の市町村をいう。